

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によつて、庄原市土地改良区の定款変更を平成二十年四月十日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十年四月二十一日

広島県備北地域事務所長 渡 邊 利 幸